

福岡地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(飯塚税務署長)

令和6年5月29日棄却・控訴

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 飯塚税務署長が令和2年4月24日付けで原告に対してした、原告の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度(以下「平成30年3月期」という。)に係る法人税の更正処分のうち、納付すべき税額776万9900円を超える部分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 飯塚税務署長が令和2年4月24日付けで原告に対してした、原告の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税事業年度(以下「平成30年3月課税事業年度」という。)に係る地方法人税の更正処分のうち、納付すべき税額34万1900円を超える部分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 飯塚税務署長が令和2年4月24日付けで原告に対してした、原告の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税期間(以下「平成29年3月課税期間」という。)に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき税額468万8400円を超える部分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 4 飯塚税務署長が令和2年4月24日付けで原告に対してした、原告の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税期間(以下「平成30年3月課税期間」という。)に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき税額867万5800円を超える部分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、原告の業者に対する金員の支払が法人税法上の完成工事原価(外注加工費)及び課税仕入れ(消費税法2条1項12号)に該当するとして確定申告したところ、飯塚税務署長から、上記支払が寄附金(法人税法37条7項)に該当し、課税仕入れには該当しないとして上記第1の更正処分等を受けたことから、被告を相手に、その取消し(ただし、更正処分は、このうち原告が確定申告の際に申告した納付すべき税額を超える部分に限る。)を求める事案である。

2 前提事実

以下の事実（以下「前提事実」といい、項番号等により「前提事実（１）」等と略称する。）は、当事者間に争いがないか括弧内掲記の証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる。

（１）原告

原告は、土木建築工事請負等を目的とする株式会社であり、昭和６１年１１月の設立当初から、法人税の確定申告につき、青色申告の承認を受けている。また、乙（以下「原告前代表者」という。）は、後記（２）の契約が締結された当時、原告の代表取締役を務めていた（乙１～３）。

（２）原告と株式会社Ａ（以下「Ａ」という。）との契約

原告は、平成２９年１月１９日、Ａとの間で、北九州市における作業倉庫建屋２棟の建築等を目的とする倉庫新築工事（以下「本件工事」という。）を代金２億３５４４万円で請け負う旨の請負契約（以下「本件契約」という。甲９）を締結した。

（３）原告の株式会社Ｂ（以下「Ｂ」という。）に対する支払

原告は、Ｂに対し、平成２９年２月１日、２８０８万円（消費税込み。以下「支払①」という。）、同月２８日、３２４万円（消費税込み。以下「支払②」という。）、同年５月３１日、１０８０万円（消費税込み。以下「支払③」といい、支払①～③を併せて「本件各支払」という。）を支払った（乙５）。

（４）原告による確定申告

ア 法人税及び地方法人税について

（ア）原告は、平成３０年５月３１日、別表１の「８」欄、別表２及び３の各「確定申告」欄記載のとおり、平成３０年３月期の法人税につき、所得金額３６０８万４５５４円、納付すべき税額７７６万９９００円として確定申告した（甲３）。

（イ）原告は、平成３０年５月３１日、別表１の「３９」欄記載のとおり、平成３０年３月課税事業年度の地方法人税につき、納付すべき税額３４万１９００円として確定申告した（甲３）。

イ 消費税及び地方消費税について

（ア）原告は、平成２９年５月３０日、別表４の「確定申告」欄記載のとおり、平成２９年３月課税期間の消費税及び地方消費税につき、控除対象仕入税額５１４４万８６３４円、納付すべき税額４６８万８４００円（消費税額３６９万２０００円、地方消費税９９万６４００円）として確定申告した（甲１）

（イ）原告は、平成３０年５月３１日、別表４の「確定申告」欄記載のとおり、平成３０年３月課税期間の消費税及び地方消費税につき、控除対象仕入税額４３４７万７４９４円、納付すべき税額８６７万５８００円（消費税額６８３万２２００円、地方消費税１８４万３６００円）として確定申告した（甲６）。

ウ 原告は、上記ア及びイの確定申告において、本件各支払について、Ｂが原告から本件工事の一部を請け負ったとして、法人税法上の完成工事原価（外注加工費）及び消費税法上の課税仕入に係る支払対価の額に算入した。

（５）処分行政庁による更正処分等

飯塚税務署長は、令和２年４月２４日付けで、本件各支払が寄附金に当たるとして、以下の処分をした（甲２、４、５、７）。

ア 別表１の「７」欄、別表２及び３の「更正処分」欄記載のとおり、平成３０年３月期の

法人税につき、所得金額を7467万2349円、納付すべき税額を1679万9500円とする更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をした（甲4）。

イ 別表1の「38」欄記載のとおり、平成30年3月課税事業年度の地方法人税につき、納付すべき税額を73万9200円とする更正処分（以下、平成30年3月期の法人税の更正処分と併せて「本件法人税等各更正処分」という。）及び過少申告加算税賦課決定処分（以下、平成30年3月期法人税の過少申告加算税の賦課決定処分と併せて「本件法人税等各賦課決定処分」という。）をした（甲5）。

ウ 別表4の「更正処分等」欄記載のとおり、平成29年3月課税期間の消費税及び地方消費税につき、控除対象仕入税額を4962万1635円、納付すべき税額を700万8400円（消費税額551万9000円、地方消費税額148万9400円）とする更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をした（甲2）。

エ 別表4の「更正処分等」欄記載のとおり、平成30年3月課税期間の消費税及び地方消費税につき、控除対象仕入税額を4284万7495円、納付すべき税額を947万5800円（消費税額746万2200円、地方消費税額201万3600円）とする更正処分（以下、平成29年3月課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分と併せて「本件消費税等各更正処分」といい、本件法人税等各更正処分と併せて「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税賦課決定処分（以下、平成29年3月課税期間の消費税及び地方消費税の過少申告加算税賦課決定処分と併せて「本件消費税等各賦課決定処分」といい、本件法人税等各賦課決定処分と併せて「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と本件各賦課決定処分を併せて「本件各更正処分等」という。）をした（甲7）。

（6）原告による審査請求

原告は、令和2年7月2日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等について審査請求をした。同所長は、令和3年6月23日付けで、原告の審査請求を棄却するとの裁決をし、同月28日、その裁決書が原告に送達された（甲8）。

（7）原告による訴えの提起

原告は、令和3年12月3日、本件訴えを提起した。

3 関連法令

関連法令の定めは、別紙2「関連法令」のとおりである。（なお、別紙における略称は、本文においても用いることとする。以下同じ。）。

4 税額等に関する当事者の主張

被告が本件訴えにおいて主張する本件各更正処分等の根拠及び適法性は、別紙3「本件各更正処分等の根拠及び適法性」記載のとおりであるところ、原告は、後記5の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法について争わない。

5 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、（1）本件各支払が寄附金（法人税法37条7項）に該当し、課税仕入れ（消費税法2条1項12号）に該当しないか否か、（2）本件各支払が原告の所得の計算上、損金の額に算入することができないものであるか否か、（3）本件各支払に消費税法30条7項本文が適用されるか否かであり、これに関する当事者の主張は、別紙4「争点に関する当事者の主張」のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、括弧内掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実（以下「認定事実」といい、項番号等により「認定事実（１）」等と略称する。）

- （１）Ａは、本件工事の受注先を探していたところ、他社から紹介を受けたＢに対し、本件工事を依頼した。Ｂは、自社が土木工事を中心とした会社であるため、倉庫の新築に関しては別の建築会社に依頼する必要があるとして、第三者を通じて、それまで取引のなかった原告の紹介を受け、原告に対し、本件工事を依頼した（甲１９、乙１０）。
- （２）原告は、平成２８年１１月２６日付けで、Ｂに対し、見積金額を１億３５００万円とする本件工事の見積書（以下「見積書①」という。甲１０）を提示した。見積書①には、土工事（なお、土工事とは、一般に、根切り、排水、盛土、地均し等の土工事及び山留め壁、切張り、腹起し等を用いる山留め工事をいう。）を２９３万４５００円、地業工事（なお、地業工事とは、一般的に、既成コンクリート杭地業、鋼杭地業、場所打ちコンクリート杭地業及び砂利、砂、捨てコンクリート地業等をいう。）を３０５万０７４０円とする旨の記載がある（乙１７）。
- （３）原告は、平成２８年１２月１３日及び同月２０日、Ｂと打合せを行った。Ｂは、同月２５日付けで、原告に対し、本件工事のうち整地工事（根伐り、埋戻し等）及び地業工事について、工事代金を３６００万円（税抜き）とする見積書②（甲１１）を提示した（甲１４）。
- （４）原告は、平成２８年１２月２６日付けで、Ａに対し、本件工事について、見積金額２億１８００万円（税抜き）とする見積書③（甲１２）を提示した。見積書③には、土工事を４５２万４０００円とする記載がある一方で、見積書①に含まれていた地業工事の記載はない。また、見積書③の金額は、見積書②の金額を加味して、見積書①から増額されていた（甲２０、証人乙）。
- （５）原告は、平成２９年１月７日、Ｂ及びＡのコンサルタントであるＣ株式会社（以下「Ｃ」という。）と打合せを行い、Ｃから、複数社から取得した見積書のうち、原告が提示した見積書③が最も安価だったため、原告と本件工事の請負契約を締結したいと打診を受けた。原告は、同月１１日、Ｂ及びＣと、同月１２日、Ｂと打合せを行った（甲１４、乙１９、証人乙）。
- （６）原告は、平成２９年１月１９日、Ａとの間で、見積書③に基づいて、工事の内容をＡの倉庫の建築（本件工事）、代金を２億３５４４万円（税込み）とする本件契約を締結した。Ａは、Ｃに対し、本件工事のうち杭工事を発注し、Ｃは、株式会社Ｄ（以下「Ｄ」という。）に対し、当該工事を発注した（前提事実（２）、甲９、１４、乙１９～２１）。
- （７）Ｂは、本件契約締結後も、原告と打ち合わせを行ったり、本件工事の地鎮祭に出席したりするなどした（甲１４、１５）。
- （８）本件工事は、平成２９年１月末頃、着工された。本件工事の現場代理人であった原告従業員は、原告前代表者から、整地工事をＢに担当させるとの指示を受けていたため、Ｂに対し、注文書を送付した。しかし、Ｂから何の応答もなかったため、原告は、解体工事を行っていたＥに、本件工事のうち土工事を請け負わせ、Ｅがこれを施工した。そのため、Ｂは、本件工事に係る工事を施工していない（甲１９、２０、乙７、証人乙）。
- （９）Ｂは、平成２９年１月３０日付けで、原告に対し、本件工事の代金として、２８０８万円（税込み）を請求し（乙４の１）、原告は、同年２月１日、これを支払った（支払①）。

Bは、同年2月28日付けで、原告に対し、本件工事の代金として324万円（税込み）を請求し（乙4の2）、原告は、同日、これを支払った（支払②）。

Bは、同年4月30日付けで、原告に対し、本件工事の代金として1080万円（税込み）を請求し（乙4の3）、原告は、同年5月31日、これを支払った（支払③。前提事実（3））。

原告の総勘定元帳には、支払①を整地工事及び地業工事の外注加工費として、支払②・③を整地工事の外注加工費として計上する旨の記載がある（乙5）。

(10) Eは、原告に対し、本件工事に係る土工事の代金について、次表のとおり請求し、原告から、上記各金員の支払を受けた（乙18）。

請求日付	金額
平成29年1月31日	7万7598円
2月28日	145万8000円及び36万2664円
3月31日	91万8000円及び64万7892円
4月30日	49万1400円及び49万4208円

(11) 処分行政庁は、平成30年11月27日以降、原告に対する税務調査（以下「本件調査」という。）を実施した。

ア B代表者は、本件調査において、本件各支払等について、以下のように供述した（甲19）。

Bは、原告がAから受注した本件工事の下請けとして、本件工事に関与することとなった。B代表者は、本件契約締結前に、4、5回ほど、原告前代表者と共に、Aを訪れたものの、Bが、本件工事の施工に携わることはなかった。見積書②は、3600万円という金額に合わせるために単価や数量がでたらめな数字になっている。本件各支払は、地場対策費、すなわち、本件工事への妨害や嫌がらせを排除するために使用する金銭であり、Bは、これを相手方に支払った。

イ 原告前代表者は、本件調査において、本件各支払等について、以下のように供述した（乙8、9）。

原告は、Aから本件工事を請け負い、そのうち整地工事及び地業工事をBに発注した。しかし、Bは、整地工事及び地業工事を施工しておらず、E等がBが行うべき工事を施工した。原告は、Bが整地工事及び地業工事を行う前提で、支払時期、金額を約束していたので、見積書②の金額は法外な値段であったが、本件各支払をした。Bは、工事を施工しなかったが、原告としては、上記のようにBと約束したので、本件各支払をした。原告は、Bが本件各支払を地場対策費として使用したことを知らなかった。

2 争点（1）（本件各支払が寄附金（法人税法37条7項）に該当し、課税仕入れ（消費税法2条1項12号）に該当しないか否か）について

（1）判断枠組み

ア 法人税法37条1項は、内国法人が各事業年度において支出した「寄附金」の額の合計のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、各事業年度の所得の金額の計算上、「損金の額」に算入しないこととし、同条7項は、この「寄

附金」の額を、「寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時ににおける価額又は当該経済的な利益のその供与の時ににおける価額によるものとする」と規定する。また、同条8項は、法人による資産の譲渡又は経済的な利益の供与において、譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡時における価額又は経済的な利益のその供与の時ににおける価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、「寄附金」の額に含まれるものとする」と規定する。

そして、上記のような法人税法37条1項の趣旨は、法人が支出する寄附金には収益を生み出すのに必要な費用としての側面を有するものもあるところ、その全額を無条件に損金に算入することになれば、租税収入の確保を阻害することになるばかりでなく、寄附金の出損による法人の負担が法人税の減収を通じて国に転嫁されることになるから、このような課税上の不公平を生じさせないことにあると解される。

このような法人税法37条の規定の文言及び同条1項の趣旨に照らすと、同条7項にいう「寄附金」は、民法上の贈与に限らず、経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡など、金銭その他の資産の譲渡又は経済的な利益の供与であって対価なく行われたものを広く含むが、広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものは除かれるものと解される。そうすると、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転する行為であって、その行為について通常の経済取引として是認することのできる合理的な理由が存在しないものは、「寄附金」に当たると解するのが相当である。

イ 消費税法2条1項12号の「課税仕入れ」は、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法28条1項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、同法7条1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び同法8条1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいうと規定されている。したがって、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける行為であっても、対価なく行われるものは、「課税仕入れ」に当たらないものと解される。

（2）本件の当てはめ

前提事実及び認定事実によれば、次の事実を指摘することができる。

ア 原告は、本件契約締結前の平成28年12月25日付けで、Bから、本件工事のうち整地工事及び地業工事について、工事代金を3600万円（税抜き）とする見積書②を提示され（認定事実（3））、平成29年1月30日付け、同年2月28日付け及び同年4月30日付けで、工事代金の請求を受けたことから、本件各支払をした（認定事実（9））。

そして、原告の総勘定元帳には、支払①が本件工事の整地工事及び地業工事の外注加工費として計上され、支払②・③が整地工事の外注加工費として計上された（認定事実

(9))。

イ しかし、原告とAとの間の本件契約は、見積書③に基づいて締結されたが（認定事実（6））、見積書③の記載によれば、本件契約の目的である本件工事に地業工事は含まれていない（認定事実（4））。このことは、原告も、本件契約には地業工事が含まれていなかったため、Bが整地工事のみを施工する予定であったと主張すること〔別紙3・1項【原告の主張】参照〕に照らしても、明らかである。

そうすると、原告が、Bとの間で、Aから請け負った本件工事のうち地業工事に係る下請契約を締結したとは認め難く、支払①が、当該下請契約に基づく地業工事の対価として支払われたものとはいえない。

ウ また、原告は、本件工事の着工後、Bに対し、注文書を送付したが、Bから何の応答もなかったため、Eに対し、本件工事のうち土工事を請け負わせて、これを施工させ（認定事実（8））、支払①以前の平成29年1月31日付けで、Eからその代金の請求を受けていた（認定事実（9）、（10））。

したがって、本件各支払の時点では、原告は、①Bとの間で下請契約を締結していたとはいえない上、②現にBが整地工事を施工していなかったものであり、その事実を認識していたのであるから、本件各支払が、原告とBとの間の下請契約に基づく整地工事の対価として支払われたものとは認められない。

エ 本件各支払の金額（合計4212万円）は、本件契約における土工事（なお、見積書②には整地工事との記載、見積書③には土工事との記載があるが、両者は同一の工事であると認められる。）の代金額（452万4000円）に比してあまりに高額であり（認定事実（4）、（5））、原告の総勘定元帳等の記載のみをもって、本件各支払が整地工事の対価として支払われたものであるとは認め難く、このことからしても、上記イ・ウで説示したところは明らかであるといわざるを得ない。

オ 以上からすれば、Bが作成した見積書②や請求書、原告の総勘定元帳の記載のみをもって、本件各支払が原告とBとの下請契約の対価として支払われたものであるとは認められない。

したがって、原告のBに対する本件各支払は、金銭を対価なく他に移転する行為であって、その行為について通常の経済取引としては是認することのできる合理的な理由が存在しないから、法人税法37条7項にいう寄附金に当たるといふべきである。

そして、原告のBに対する本件各支払は、上記のとおり対価なく行われたものであるから、消費税法2条1項12号の「課税仕入れ」に当たらないといふべきである。

（3）原告の主張について

ア 主張の要旨

原告は、①⑦原告とBの間には整地工事に係る下請契約が締結されており、これに基づく代金支払義務が発生しているから、本件各支払には、下請代金が含まれている、④本件各支払は、Bが本件契約の締結に向けて動いてくれた結果、本件契約の締結に至ったことを理由にされたものであり、本件各支払が紹介手数料としての性質を有していることが明らかである、②本件各支払に係る金員が地場対策費として使用されたとしても、⑦原告はBからそのことを聞いておらず、上記①のとおり下請契約の代金及び紹介手数料であると考えて支払ったから、本件各支払の対価性が否定されることにはならない、④原告は、

本件各支払により工事を円滑に施工できる環境という便益を得たから、本件各支払には対価性が認められると主張する。

イ ①⑦について

原告とBとの間で整地工事に係る下請契約が締結されていたとは認められないことは、上記（２）ウのとおりであるし、Bが当該下請契約に基づく整地工事を施工しておらず、原告がその事実を認識しながら本件各支払をした以上、本件各支払が、当該下請契約に基づく代金の支払として、上記工事の施工に対する対価の支払であるとはいえない。

ウ ①④について

（ア）証拠中には、本件各支払にBへの紹介手数料が含まれている旨の原告前代表者の証言部分がある。

認定事実によれば、Bは、Aから本件工事の依頼を受けた後、第三者を通じて、原告に本件工事を依頼し（認定事実（１））、また、本件契約前に、原告又は原告及びCと打合せを行うなどした（認定事実（３）、（５））。しかしながら、AのコンサルタントであったCは、複数社から取得した見積書のうち、原告が提示した見積書③が最も安価だったことを理由に、原告に本件契約の締結を打診し、その結果、本件契約が締結されるに至った（認定事実（５））というのである。そうすると、上記事情のみをもって、Bが本件契約の締結に向けて動いた結果、本件契約の締結に至ったとまでは認め難い。

また、本件調査において、原告前代表者は、Bとの間で、同社が整地工事及び地業工事を行う前提で、支払時期、金額を約束していたので、本件各支払をしたと述べ（認定事実（１１）イ）、B代表者は、本件各支払について、地場対策費（本件工事への妨害や嫌がらせを排除するための金銭）に使用するものであったと述べた（認定事実（１１）ア）。このような原告前代表者及びB代表者の供述内容に照らしても、本件各支払が、本件工事の受注に関するものであることを超えて、明確に紹介手数料の趣旨であったとまでは断じ難い。

（イ）以上によれば、原告前代表者の上記証言部分は、直ちに採用することができない。

エ ②⑦について

上記イ・ウで説示したところによれば、原告が、Bとの下請契約の代金及び紹介手数料であると考えて本件各支払をしたとは認め難い。

オ ②④について

B代表者は、本件調査において、本件各支払が地場対策費であり、本件各支払に係る金員を相手方に支払ったと述べた（認定事実（１１）ア）が、本件全証拠によっても、これを裏付けるに足りる証拠はなく、また、本件各支払以前に本件工事への妨害や嫌がらせをされるおそれがあったと認めるに足りる的確な証拠もない。

これに加え、原告前代表者は、本件調査において、Bが本件各支払に係る金員を地場対策費として使用したことは知らなかったと述べていること（認定事実（１１）イ）等に照らすと、原告とBとの間で、原告がBに対して地場対策費を支払う旨の合意があったともいえない。

以上によれば、原告が、本件各支払により、本件工事を円滑に施工できる環境という便益を得たとはいえない。

カ 小括

したがって、原告の主張は、いずれも採用することができない。

(4) 結論

以上によれば、原告のBに対する本件各支払は、法人税法37条7項にいう寄附金に当たるから、法人税の各事業年度の所得の金額の計算上、同条1項所定の金額を超える部分の金額は、損金に算入することはできないというべきである。

また、原告のBに対する本件各支払は、課税仕入れには当たらない。

3 争点(2)(本件各支払が原告の所得の計算上、損金の額に算入することができないものであるか否か)について

被告は、費途の確認ができず、業務との関連性が明らかでないものは損金の額に算入することができないから、本件各支払はその全部を損金に算入することはできない旨を主張する。

しかしながら、認定事実によれば、原告は、それまで取引がなかったBから、(Aが発注しようとしていた)本件工事の依頼を受けたこと(認定事実(1))を契機として、Aとの間で本件契約の締結に至り(認定事実(2)～(6))、Bに対し、平成29年2月から4月にかけて、現に本件各支払をしたものである(認定事実(9))。このような経緯に照らせば、上記2のとおり本件各支払の趣旨に関する原告の主張を採用することができないことを踏まえても、本件各支払は、本件工事の受注に関してされたものというべきであり、業務との関連性自体を否定することまではできない。

そうすると、本件各支払は、上記2のとおり、寄附金として扱うのが相当である。被告の上記主張は、採用することができない。

4 本件各処分 of 適法性

(1) 本件各更正処分について

ア 本件各支払は、上記2のとおり、法人税法37条7項にいう寄附金に当たるところ、原告の平成30年3月期の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額並びに平成30年3月課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人額及び納付すべき税額は、別紙3「本件各更正処分等の根拠及び適法性」記載のとおりであり、いずれも本件法人税等各更正処分における納付すべき税額と同額である。

イ 本件各支払は、上記2のとおり、消費税法上の課税仕入れに当たらないところ、原告の平成29年3月課税期間及び平成30年3月課税期間の消費税に係る控除対象仕入税額、新たに納付すべき消費税額及び地方消費税に係る新たに納付すべき地方消費税額は、別紙3「本件各更正処分等の根拠及び適法性」記載のとおりであり、いずれも本件消費税等各更正処分における控除対象仕入税額、新たに納付すべき消費税額及び新たに納付すべき地方消費税額と同額である。

ウ したがって、本件各更正処分は、適法である。

(2) 本件各賦課決定処分について

本件各更正処分に伴う過少申告加算税の額は、本件各更正処分が適法であることを前提に計算すると、別紙3「本件各更正処分等の根拠及び適法性」記載のとおりであり、いずれも本件各賦課決定処分により賦課された過少申告加算税の額と同額である。

したがって、本件各賦課決定処分は、適法である。

第4 結語

よって、その余の点について検討するまでもなく、原告の請求は、いずれも理由がないから

これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 林 史高

裁判官 溝渕 章展

裁判官 加納 紅実

(別紙 1)

当事者目録

5

原 告

株 式 会 社

同代表者代表取締役

甲

上記訴訟代理人弁護士

野 村 俊 輔

同

松 本 卓

10

被 告

国

同代表者法務大臣

小 泉 龍 司

処分行政庁

飯塚税務署長 阿川恵子

上記指定代理人

栗 阪 美 穂

同

一 丸 聖

15

同

鐘 ケ 江 宏 樹

同

阿 部 正 行

同

松 隈 一 雅

同

松 村 宏 太

以上

20

(別紙2)

関連法令

○法人税法

(各事業年度の所得の金額の計算) [平成30年法律7号による改正前のもの]

22条

1、2 略

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4、5 略

(寄附金の損金不算入)

37条

1 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2～6 略

7 前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利

益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時ににおける価額又は当該経済的な利益のその供与の時ににおける価額によるものとする。

8 内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額又は当該経済的な利益のその供与の時ににおける価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、前項の寄附金の額に含まれるものとする。

9～12 略

○地方法人税法

（納税義務者）

4条 法人税を納める義務がある法人（以下「法人」という。）は、この法律により、地方法人税を納める義務がある。

（課税の対象）

5条 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、地方法人税を課する。

（課税事業年度）

7条 この法律において「課税事業年度」とは、法人の各事業年度をいう。

9条

1 地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とする。

（税率）〔平成28年3月法律15号による改正前のもの〕

10条 地方法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に100分の4・
4の税率を乗じて計算した金額とする。

○消費税法

(定義)

2条

1 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十一 略

十二 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法第28条第1項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第7条第1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

十三～二十 略

2～4 略

(仕入れに係る消費税額の控除) [平成31年3月法律6号による改正前のもの]

30条

1 事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第32条から第36条までにおいて同じ。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の

各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第4
5条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に108分の6・3を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額（当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に100分の6・3を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

一 国内において課税仕入れを行つた場合 当該課税仕入れを行つた日

二 国内において特定課税仕入れを行つた場合 当該特定課税仕入れを行つた日

三 保税地域から引き取る課税貨物につき第47条第1項の規定による申告書（同条第3項の場合を除く。）又は同条第2項の規定による申告書を提出した場合 当該申告に係る課税貨物（第六項において「一般申告課税貨物」という。）を引き取つた日

四 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合（当該特例申告書に記載すべき第47条第1項第1号又は第2号に掲げる金額につき決定（国税通則法第25条（決定）の規定による決定をいう。以下この号において同じ。）があつた場合を含む。以下同じ。） 当該特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定（以下「特例申告に関する決定」という。）の通知を受けた日

2～10 略

以上

(別紙 3)

本件各更正処分等の根拠及び適法性

第1 本件法人税等各更正処分の根拠及び適法性

1 平成30年3月期の法人税の更正処分の根拠

(1) 所得金額 (別表 1「1」) 7467万2349円

上記金額は、原告の確定申告書（甲 3）の所得金額の金額 3 6 0 8 万 4 5 5 4 円に次のアの金額を加算し、イの金額を減算し、ウの寄附金に係る損金不算入額を加算した金額である。

ア 完成工事原価（別表2「5」（更正処分）） 3900万円

原告は、上記金額を完成工事原価として本事業年度の損金の額に算入したが、当該金額は、法人税法37条7項に規定する寄附金の額に該当し、完成工事原価ではないから加算する。

イ 寄附金の額（別表2「8」（更正処分））	1080万円
-----------------------	--------

原告は、[REDACTED]に対し、上記アで述べた金額のうち、本事業年度において1080万円を支払っているが、当該金額は、上記アのとおり、法人税法37条7項に規定する寄附金に該当し、損金の額に算入されるから減算する（ここでは、後記ウによる寄附金の損金算入限度額及び損金不算入額の計算をするために、便宜上全額を損金に算入する。）。

ウ 寄附金の損金不算入額（別表2「11」（更正処分））

1038万7795円

上記金額は、上記イの金額１０８０万円が、法人税法３７条７項に規定する寄附金に該当することから、原告が確定申告書において申告した「その他の寄附金額」７万円（別表３「３」（確定申告）欄）に、上記１０８０万円を加算して、法人税法３７条１項及び同法施行令７３条の規定に基づき再計算して算出された原告の寄附金に係る損金算入限度額４８万２２

05円(別表3「10」(更正処分))を超える金額であり、損金不算入額として、損金の額に算入されない金額である(詳細は、別表3「更正処分」欄参照)。なお、原告の確定申告書において、寄附金の損金不算入額はなかった。

5 (2) 法人税額(別表1「5」、「54」) 1680万1248円

上記金額は、上記(1)の所得金額7467万2000円(ただし国税通則法[以下「通則法」という。]118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額。以下同じ。)に、法人税法66条1項及び2項(ただし、令和2年法律第8号による改正前の租税特別措置法42条の3の2第1
10 項による読替後の税率及び平成28年法律第15号による改正附則26条による。所得金額800万円以下の部分につき15パーセント(別表1「48」、「52」)、800万円を超える部分につき23.4パーセント(別表1「49」、「53」))による税率を乗じて計算した金額である。

(3) 差引所得に対する法人税額(別表1「7」) 1679万9500円

15 上記金額は、上記(2)の法人税額1680万1248円から確定申告書の控除所得税額等の金額1724円(別表1「6」)を控除した金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額。以下同じ。)である。

(4) 差引納付すべき法人税額(別表1「9」) 902万9600円

20 上記金額は、上記(3)の差引所得に対する法人税額1679万9500円から既に納付の確定した本税額(本件法人税等各確定申告書の差引所得に対する法人税額の金額[別表1「8」]と同額)776万9900円を控除した後の金額である。

2 平成30年3月課税事業年度の地方法人税の更正処分の根拠

25 (1) 地方法人税額(別表1「38」) 73万9200円

上記金額は、地方法人税の課税標準である上記1(2)の金額1680万10

00円（1000円未満の端数切捨て）に100分の4.4の税率（地方法
人税法10条〔ただし、平成28年法律第15号による改正前のもの。〕）を
乗じた金額（100円未満の端数切捨て）である。

(2) 差引納付すべき地方法人税額（別表1「40」） 39万7300円

上記金額は、上記(1)の地方法人税額73万9200円から既に納付の確定
した地方法人税額（確定申告書の差引地方法人税額の金額〔別表1「39」〕
と同額）34万1900円を控除した金額である。

3 本件法人税等各更正処分の適法性

以上のとおり、被告が本訴において主張する原告の平成30年3月期法人税
に係る所得金額及び納付すべき法人税額並びに平成30年3月課税事業年度の
納付すべき地方法人税額は、本件法人税等各更正処分における所得金額及び納
付すべき法人税額並びに納付すべき地方法人税額と同額であるから、本件法人
税等各更正処分は適法である。

第2 本件消費税等各更正処分の適法性

原告は、本件各課税期間における課税売上高が5億円を超えることから、控
除対象仕入税額の計算に当たっては、消費税法30条2項の適用を受ける。な
お、本件では、同項各号のうち、同項1号により定める方法により計算した金
額となる。

1 平成29年3月課税期間

(1) 課税標準額（別表4①、別表5①） 8億7524万9000円

上記金額は、原告の平成29年3月課税期間の消費税等の確定申告書（甲
1）の課税標準額の金額である。

(2) 課税標準額に対する消費税額（別表4②、別表5②）

5514万0687円

上記金額は、原告の平成29年3月課税期間の消費税等の確定申告書の消
費税額の金額である。

(3) 控除対象仕入税額 (別表 4 ③ (更正処分等)、別表 6 ②)

4 9 6 2 万 1 6 3 5 円

原告は、平成 2 9 年 3 月課税期間の消費税等の確定申告において、8 億 8 2 0 4 万 6 3 5 9 円を課税仕入に係る支払対価の額 (税込み) として仕入税額控除を計算しているが、当該金額のうち ^B に対し支払った 3 1 3 2 万円は、寄附金 (法人税法 3 7 条) に該当し、対価性のない支出であるから、消費税法 2 条 1 項 1 2 号所定の課税仕入に係るに該当せず、同法 3 0 条 1 項に規定する仕入税額控除の対象にはならない。したがって、上記 3 1 3 2 万円は控除対象仕入税額の計算において税率 6 . 3 パーセントとして計算されていたことから、課税仕入に係る支払対価の額 8 億 8 1 8 4 万 5 8 8 7 円から 3 1 3 2 万円を減算して控除対象仕入税額を再計算すると上記金額となる (詳細は、別表 6 参照)。

(4) 差引税額 (別表 4 ⑤ (更正処分等))

5 5 1 万 9 0 0 0 円

上記金額は、上記(2)の金額から、上記(3)の金額を差し引いた後の金額 (1 0 0 円未満の端数切捨て) である。

(5) 既に納付の確定した本税額 (別表 4 ⑥ (更正処分等))

3 6 9 万 2 0 0 0 円

上記金額は、原告の平成 2 9 年 3 月課税期間の消費税等の確定申告書の差引税額の金額である。

(6) 差引納付すべき税額 (別表 4 ⑦ (更正処分等))

1 8 2 万 7 0 0 0 円

上記金額は、上記(4)の金額から、上記(5)の金額を差し引いた後の金額である。

(7) 譲渡割納税額 (別表 4 ⑧ (更正処分等)、別表 5 ⑩)

1 4 8 万 9 4 0 0 円

上記金額は、地方消費税の課税標準 (地方税法 7 2 条の 8 2) である上記(4)の金額のうち、税率 4 パーセント適用分 $\Delta 7 6 3 6$ 円 (別表 5 ⑪) に 1 0 0 分の 2 5 (地方税法 7 2 条の 8 3 [平成 2 4 年法律第 6 9 号による改正前

のもの。)) を乗じた金額に、税率6.3パーセント適用分552万6688円(別表5⑫)に63分の17(地方税法72条の83〔平成24年法律第69号(令和元年10月1日施行)による改正前のもの。後記2(7)において同じ。)) を乗じた金額を加算した金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後の金額。後記2(7)において同じ。)である(詳細は、別表5参照)。

なお、地方税法は、国内取引に対する地方消費税を譲渡割と呼んでいる(地方税法72条の77第2号)。

(8) 既に納付の確定した譲渡割額(別表4⑨(更正処分等)) 99万6400円
上記金額は、原告の平成29年3月課税期間の消費税等の確定申告書の譲渡割額(納税額)の金額に記載された金額である。

(9) 差引納付すべき譲渡割額(別表4⑩(更正処分等)) 49万3000円
上記金額は、上記(7)の金額から上記(8)の金額を差し引いた後の金額である。

(10) 新たに納付すべき消費税等の合計税額(別表4⑫) 232万円
上記金額は、上記(6)の金額と上記(9)の金額との合計金額である。

2 平成30年3月課税期間

(1) 課税標準額(別表4①) 7億9856万7000円
上記金額は、原告の平成30年3月課税期間の消費税等の確定申告書(甲6)の課税標準額の金額である。

(2) 課税標準額に対する消費税額(別表4②) 5030万9721円
上記金額は、原告の平成30年3月課税期間の消費税等の確定申告書の消費税額の金額である。

(3) 控除対象仕入税額(別表4③(更正処分等)、別表7②) 4284万7495円
原告は、平成30年3月課税期間の消費税等の確定申告において、7億4532万8626円を課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)として仕入

税額控除を計算しているが、当該金額のうち^B [REDACTED] に対し支払った1080万円は、寄附金（法人税法37条）に該当し、対価性のない支出であるから、消費税法2条1項12号所定の課税仕入れに該当せず、同法30条1項に規定する仕入税額控除の対象にはならない。したがって、上記7億4532万8626円から1080万円を減算して控除対象仕入税額を再計算すると上記金額となる（詳細は、別表7参照）。

(4) 差引税額（別表4⑤（更正処分等）） 746万2200円

上記金額は、上記(2)の金額から、上記(3)の金額を差し引いた後の金額（100円未満の端数切捨て）である。

(5) 既に納付の確定した本税額（別表4⑥（更正処分等）） 683万2200円

上記金額は、原告の平成30年3月課税期間の消費税等の確定申告書の差引税額の金額である。

(6) 差引納付すべき税額（別表4⑦（更正処分等）） 63万円

上記金額は、上記(4)の金額から、上記(5)の金額を差し引いた後の金額である。

(7) 譲渡割納税額（別表4⑧（更正処分等）） 201万3600円

上記金額は、地方消費税の課税標準（地方税法72条の82）である上記エの金額に63分の17（地方税法72条の83）を乗じて計算した金額（100円未満の端数切捨て）である。

(8) 既に納付の確定した譲渡割額（別表4⑨（更正処分等））

184万3600円

上記金額は、原告の平成30年3月課税期間の消費税等の確定申告書の譲渡割額（納税額）の金額である。

(9) 差引納付すべき譲渡割額（別表4⑩（更正処分等）） 17万円

上記金額は、上記(7)の金額から上記(8)の金額を差し引いた後の金額である。

(10) 新たに納付すべき消費税等の合計税額（別表4⑪（更正処分等）） 80万円

上記金額は、上記(6)の金額と上記(9)の金額との合計金額である。

3 本件消費税等各更正処分の適法性

5 以上のとおり、被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の消費税に係る控除対象仕入税額、新たに納付すべき消費税額及び新たに納付すべき地方消費税額（譲渡割額）は、本件消費税等各更正処分における控除対象仕入税額、新たに納付すべき消費税額及び新たに納付すべき地方消費税額（譲渡割額）といずれも同額であるから、本件消費税等各更正処分は適法である。

第3 本件各賦課決定処分の適法性

1 本件法人税等各賦課決定処分

10 (1) 平成30年3月期

平成30年3月期に係る法人税の更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同更正処分により新たに納付すべき法人税の額902万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）（別表8①）に100分の10の割合を乗じ、通則法65条2項及び3項の規定に基づいて算出した6万2500円（別表8⑩）を
15 加算した96万4500円（別表8⑪）である。

(2) 平成30年3月課税事業年度

平成30年3月課税事業年度に係る地方法人税の更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同更正処分により新たに納付すべき地方法人税の額39万円（上記第1の2(2)）に100分の10の割合を乗じて算出した3万9000円である。
20

2 本件消費税等各賦課決定処分

(1) 平成29年3月課税期間

平成29年3月課税期間に係る消費税等の更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同更正処分により新たに納付すべき消費税等の合計
25 税額232万円（上記第2の1(10)。別表4⑫（更正処分等））に100分の1

0の割合を乗じて算出した23万2000円(別表4⑬(更正処分等))である。

(2) 平成30年3月課税期間

平成30年3月課税期間に係る消費税等の更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同更正処分により新たに納付すべき消費税等の合計税額80万円(上記第2の2⑩。別表4⑫(更正処分等))に100分の10の割合を乗じて算出した8万円(別表4⑬(更正処分等))である。

3 本件各賦課決定処分の適法性

以上のとおり、被告が本訴において主張する本件各更正処分に伴って原告に賦課されるべき過少申告加算税の金額は、本件各賦課決定処分により原告に賦課された過少申告加算税の金額と同額であるから、本件各賦課決定処分は適法である。

なお、本件各更正処分にに基づき原告が新たに納付すべき法人税等及び消費税等の合計税額の計算の基礎となった事実のうちに、本件各更正処分前の法人税等及び消費税等の合計税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められるものはない。

以上

別表1(法人税額及び地方法人税額の計算)

所得金額	1	74,672,349	税課税額の標準計算人	基準法人税額	所得の金額に 対する法人税額	32	16,801,248
法人税額(54)	2	16,801,248		課税留保金額に 対する法人税額		33	0
法人税額の 特別控除額	3	0		課税標準法人税額		34	16,801,000
差引法人税額 (2)-(3)	4	16,801,248	地方法人税額(58)			35	739,244
法人税額計 (4)	5	16,801,248	所得地方法人税額 (35)			36	739,244
控除税額	6	1,724	外国税額の控除額			37	0
差引所得に対する 法人税額 (5)-(6)	7	16,799,500	差引地方法人税額 (36)			38	739,200
既に納付の確定した 本税額	8	7,769,900	既に納付の確定した 地方法人税額			39	341,900
差引確定法人税額 (7)-(8)	9	9,029,600	差引確定地方法人税額 (38)-(39)			40	397,300

別表1

法人税額の計算						
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額	48	8,000,000	(48)の15%相当額	52	1,200,000
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(48)	49	66,672,000	(49)の23.4%相当額	53	15,601,248
	所得金額 (48)+(49)	50	74,672,000	法人税額 (52)+(53)	54	16,801,248
その他の法人の場合	所得金額 (1)	51	0	法人税額 ((51)の23.4%相当額)	55	0
地方法人税額の計算						
所得の金額に対する法人税額 (32)		56	16,801,000	(56)の4.4%相当額	58	739,244
課税留保金額に対する法人税額 (33)		57	0	(57)の4.4%相当額	59	0

別表2

(単位:円)

		確定申告	更正処分	
当 期 利 益 の 額		1	26,786,230	26,786,230
加算	損金経理をした法人税及び地方法人税	2	5,621,300	5,621,300
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	829,100	829,100
	損金経理をした金納税充当金	4	9,296,600	9,296,600
	外注加工費の過大計上額	5	-	39,000,000
	小 計	6	15,747,000	54,747,000
減算	仮払税金認定損	7	6,450,400	6,450,400
	寄附金の計上漏れ額	8	-	10,800,000
	小 計	9	6,450,400	17,250,400
仮計 (1)+(6)-(9)		10	36,082,830	64,282,830
寄附金の損金不算入額 (別表3(11))		11	0	10,387,795
法人税額から 控除される所得税額		12	1,724	1,724
合計 (10)+(11)+(12)		13	36,084,554	74,672,349
所得金額 (13)		14	36,084,554	74,672,349

別表3

				確定申告	更正処分
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄付金等の金額	1	0	0
		特定公益増進法人等に対する寄附金額	2	0	0
		その他の寄附金額	3	70,000	10,870,000
		計 (1)+(2)+(3)	4	70,000	10,870,000
	所得金額仮計 (別表2(10))		5	36,082,830	64,282,830
	寄附金支出前所得金額		6	36,152,830	75,152,830
	(6) の 2.5/100 相当額		7	903,820	1,878,820
	期末の資本金等の額		8	20,000,000	20,000,000
	(8) の 2.5/1,000 相当額		9	50,000	50,000
	一般寄附金の損金算入限度額 ((7)+(9)) × 1/4		10	238,455	482,205
損金不算入額 (4)-(10)			11	0	10,387,795

別表 4

(単位：円)

項目		平成 2 9 年 3 月課税期間		平成 3 0 年 3 月課税期間	
		確定申告	更正処分等	確定申告	更正処分等
課税標準額	①	875,249,000	875,249,000	798,567,000	798,567,000
課税標準額に対する消費税額	②	55,140,687	55,140,687	50,309,721	50,309,721
控除対象仕入税額	③	51,448,634	49,621,635	43,477,494	42,847,495
控除税額小計	④	51,448,634	49,621,635	43,477,494	42,847,495
差引税額	⑤	3,692,000	5,519,000	6,832,200	7,462,200
中間納付税額 既に納付の確定した本税額	⑥	4,416,300	3,692,000	1,845,900	6,832,200
納付税額（中間納付還付税額） 差引納付すべき又は減少する税額	⑦	△724,300	1,827,000	4,986,300	630,000
譲渡割納税額	⑧	996,400	1,489,400	1,843,600	2,013,600
中間納付譲渡割額 既に納付の確定した譲渡割額	⑨	1,191,600	996,400	498,100	1,843,600
納付譲渡割額 （中間納付還付譲渡割額） 差引納付すべき譲渡割額	⑩	△195,200	493,000	1,345,500	170,000
消費税等の合計税額	⑪	△919,500		6,331,800	
消費税等の合計税額の増減額	⑫		2,320,000		800,000
過少申告加算税の額	⑬		232,000		80,000

(△は、当該金額が還付金額であることを表す。)

別表5

旧・新税率別、消費税額計算表
兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

			課税期間	
			平28.4.1～29.3.31	
区 分		税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 (A+B)
課 税 標 準	①		875,249,000	875,249,000
① の内訳	課税資産の譲渡等の対 価の額	①-1		
	特例課税仕入れに係る 支払対価の額	①-2		
消 費 税 額	②		55,140,687	55,140,687
控 除 過 大 調 整 税 額	③			
控 除 税 額	控除対象仕入税額	④	7,636	49,613,999
	返還等対価に係る税額	⑤		
	⑤ の内 訳	売り上げの返還等対 価に係る税額	⑤-1	
		特定課税仕入れの返 還等対価に係る税額	⑤-2	
	貸倒れに係る税額	⑥		
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	7,636	49,613,999
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧	7,636	7,636
差 引 税 額 (②+③-⑦)		⑨	5,526,688	5,526,688
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧)		⑩		5,519,052
課地 税方 消費 税額 との 差	控除不足還付税額	⑪	7,636	7,636
	差引税額	⑫	5,526,688	5,526,688
合計差引地方消費税の課税標 準となる消費税額 (⑫-⑪)		⑬		5,519,052
譲 渡 割 額	還 付 額	⑭	1,909	1,909
	納 税 額	⑮	1,491,328	1,491,328
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)		⑯		1,489,419

別表6

課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

課税期間

平成28.4.1～29.3.31

項目			税率4% 適用分	税率6.3% 適用分	合計	
	課税売上額(税抜き)	①		875,249,892	875,249,892	
	免税売上額	②				
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			875,249,872	
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			875,249,872	
	非課税売上額	⑥			9,422	
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			875,259,314	
課税売上割合(④/⑦)					[99.99%]	
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	200,472	850,525,887	850,726,359	
	課税仕入れに係る消費税額	⑨	7,637	49,614,010	49,621,647	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩				
	特定課税仕入れに係る消費税額	⑪				
	課税貨物に係る消費税額	⑫				
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑬				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑪+⑫±⑬)			⑭	7,637	49,614,010	49,621,647
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額)			⑮			
課税売上高が5 億円超又は課税 売上割合が95% 未満の場合	個別 対応 方式	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯	48,683,680	48,683,680	
		⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑰	7,637	930,330	937,967
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑮+(⑰×④/⑦)〕	⑱	7,636	49,613,999	49,621,635
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑱×④/⑦)	⑲			
控除税額の調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産 に係る消費税額の調整(加算又は減算)額		⑳			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額		㉑			
差引	控除対象仕入れ税額〔(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑〕がプラスの 時		㉒	7,636	49,613,999	49,621,635
	控除対象仕入れ税額〔(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑〕がマイナス の時		㉓			
貸倒回収に係る消費税額			㉔			

課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表			課税期間	平成29.4.1～30.3.31
項目				金額(円)
		課税売上額(税抜き)	①	798,567,098
		免税売上額	②	
		非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③	
		課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	798,567,098
		課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤	798,567,098
		非課税売上額	⑥	4,274
		資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	798,571,372
課税売上割合(④/⑦)				[99.99%]
		課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	734,528,626
		課税仕入れに係る消費税額(⑧×6.3/108)	⑨	42,847,503
		特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩	
		特定課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/100)	⑪	
		課税貨物に係る消費税額	⑫	
		納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑬	
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑪+⑫±⑬)				⑭ 42,847,503
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額)				⑮
課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合	個別対応方式	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯	41,500,924
		⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑰	1,346,579
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑯+(⑰×④/⑦)〕	⑱	42,847,495
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑭×④/⑦)	⑲	
控除税額の調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額		⑳	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額		㉑	
差引	控除対象仕入税額〔(⑮、⑯又は⑲の金額)±⑳±㉑〕がプラスの時			㉒ 42,847,495
	控除対象仕入税額〔(⑮、⑯又は⑲の金額)±⑳±㉑〕がマイナスの時			㉓
貸倒回収に係る消費税額				㉔

賦課すべき過少申告加算税額の計算

(単位:円)

追徴税額			
(本件法人税通知書の「この通知により納付すべき税額」欄の「本税の額」欄の金額)		①	9,029,600
期限内申告税額の計算	納付法人税額 (差引確定法人税額⑮欄・甲第3号証)	②	2,385,600
	中間申告分に係る法人税額 (中間申告分の法人税額⑭欄・甲第3号証)	③	5,384,300
	控除されるべき所得税額 (控除税額⑫欄・甲第3号証)	④	1,724
	期限内申告税額 (②+③+④)	⑤	7,771,624
定額基準額		⑥	500,000
⑤と⑥のうち多い金額		⑦	7,771,624
①-⑦		⑧	1,257,976

過少申告加算税の計算
(上記①及び⑧の1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)

通常分(上記①×10%)	⑨	902,000
加算分(上記⑧×5%)	⑩	62,500
合計(⑨+⑩)	⑪	964,500

争点に関する当事者の主張

- 1 争点(1)(本件各支払が寄附金(法人税法37条7項)に該当し、課税仕入れ(消費税法2条1項12号)に該当しないか否か)について

【被告の主張】

- (1) 本件各支払にBへの下請代金が含まれていたとは認められないこと

ア Bが作成した平成28年12月25日付けの見積書(甲11。以下「見積書②」という。)記載の整地工事の内容は、一般に土工事とされるものであるところ、原告は、支払①の前日である平成29年1月31日に、Eから本件工事に係る土工事代金の請求を受けている。また、Eが原告に対して請求した土工事費の総額は、約412万円であり、平成28年12月26日付け見積書(甲12。以下「見積書③」という。)で見積もられた土工事代金(452万4000円)とほぼ合致する。

これらのことからすると、原告が、Eとは別に、Bに対しても土工事を請け負わせたとは考えられず、原告は、Bが当該工事を行うことはないものと認識しながら、Bに対し整地工事代金(土工事代金)として本件各支払をした。

イ 地業工事は、本件契約に係る契約書に添付された見積書③には含まれていない。したがって、本件工事のうち地業工事は、本件契約の対象ではなかった。そして、原告が本件契約により受注していない地業工事をBに対して依頼することは考え難く、本件各支払に、地業工事分の請負代金が含まれていたということはできない。

ウ 以上によれば、本件各支払は、Bが原告から請け負った整地工事(土工事)や地業工事の代金が含まれていたということはできない。

- (2) 本件各支払にBへの紹介手数料が含まれていたとは認められないこと

Bが、原告に対し、本件工事の紹介手数料を請求したことをうかがわせる証拠はなく、原告の総勘定元帳にも本件各支払が紹介手数料であるとの記載はない。原告前代表者は、税務調査段階において、本件工事の下請工事について、見積書②について、法外な値段であったものの、本件契約締結の経緯に照らし、Bに下請けを依頼したと述べる一方で、Bの代表者は、本件各支払について、地場対策費であると述べており、双方の認識に齟齬がある。

したがって、原告とBとの間で、Bが原告に本件工事を紹介したことに対する紹介手数料を支払うとの合意が成立していたとはいえず、本件各支払が紹介手数料に当たるとは認められない。

- (3) 原告の主張に対する反論

後記の原告の主張を裏付ける事実や証拠はない。

この点を措くとしても、本件各支払は、4212万円と高額である上、本件工事の代金2億3544万円の約18%と高い割合を占めており、その算定根拠すら明確でない。このような本件各支払を原告主張のような抽象的かつ漠然とした内容の便益のために支出したとすれば、当該便益の適正な価額というべきものは考え難く、少なくとも不明といわざるを得ないから、譲渡等の対価たる本件各支払の全額について、譲渡者である原告が贈与の意思を有していたか否かにかかわらず、当該取引に伴う経済的効果が贈与と同視し得るものといえ、実質的に贈与したものと認められる。

(4) 本件各支払が寄附金に該当すること

ア 法人税法37条7項にいう寄附金とは、民法上の贈与に限られるものではなく、経済的にみて贈与と同視し得る金銭その他の資産の譲渡又は経済的な利益の供与をいい、これは、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転することであり、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないものをいう。

すなわち、寄附金に該当するというためには、①金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転すること、及び②その行為について通常の経済取引として是認することのできる合理的な理由が存在しないことという要件を満たすことが必要と解される。

イ 上記のとおり、本件各支払は、整地工事及び地業工事の対価とはいえず、その他に、原告が、Bによる何らかの給与の対価としてされたものであることを裏付ける証拠も見当たらない。

したがって、本件各支払は、対価なくされたものであり、通常の経済取引として是認することのできる合理的な理由が存在しないものであるから、寄附金に該当する。

(5) 本件各支払について課税仕入れに係る消費税額の控除の適用はないこと

上記のとおり、本件各支払は対価性のない支出であり、消費税法2条1項12号所定の課税仕入れに該当せず、同法30条1項に規定する仕入税額控除の対象にはならないこととなる。

したがって、本件各支払については、課税仕入れに係る消費税額の控除の適用はない。

【原告の主張】

(1) 本件各支払にBへの下請代金が含まれていること

原告は、取引業者の紹介で、Bから本件工事の見積依頼を受け、Bと打合せを重ねた結果、原告がAと本件契約を締結し、Bが原告と本件工事のうち整地工事に係る下請契約を締結することとなった。そして、原告は、本件契約締結後、Bとの間で、代金3900万円で、下請契約を締結した。なお、本件契約には地業工事が含まれていなかったため、Bは、整地工事のみを施工する予定であった。

以上のとおり、原告は、本件各支払に先立って、Bと整地工事に係る下請契約を締結しており、これに基づく代金支払義務が発生しているのであるから、本件各支払には、下請代金が含まれている。

(2) 本件各支払にBへの紹介手数料が含まれていること

本件各支払は、原告の事業規模（売上額8億程度）に照らして、相当大きな金額であり、原告が理由もなく、これを支出することなどあり得ない。本件各支払は、工事内容に比較しても過大であるところ、原告もBもこれを認識していた。それにもかかわらず、原告が本件各支払をしたのは、Bが本件契約の締結に向けて動いてくれた結果、本件契約の締結に至ったためであり、このような動機でされた本件各支払は、紹介手数料としての性質を有していることは明らかである。

(3) 本件各支払が地場対策費として使用されたとしても、対価性があること

Bの代表者である丙（以下「B代表者」という。）は、本件各支払を地場対策費として使用したと供述するが、原告は、本件各支払が地場対策費として使用されたことを聞いておらず、下請契約の代金及び紹介手数料であると考えて支払った。Bが、本件各支払を地場対策費として使用したとしても、本件各支払の対価性が否定されることにはならない。

本件各支払が地場対策費として使用されたのであったとしても、Bは、原告が本件各支払をしなければ、Bは、地場対策費を支払うことができず、本件工事を完成させることができなかった。したがって、原告は、Bに対し、本件各支払を行うことで、工事を円滑に施工できる環境という便益を得ており、本件各支払には対価性が認められる。

- (4) 以上によれば、本件各支払は、原告とBとの間の下請契約に基づく代金及び紹介手数料であり、寄附金ではなく、また、消費税法上の課税仕入れに該当する。

仮に、本件各支払が地場対策費として使用されたとしても、本件各支払には対価性があるから、寄附金には当たらず、また、消費税法上の課税仕入れに該当する。

- 2 争点(2)(本件各支払が原告の所得の計算上、損金の額に算入することができないものであるか否か)について

【被告の主張】

- (1) 法人税法22条3項の損金とは、資本等取引以外の取引で純資産の減少の原因となる支出その他の経済的価値の減少をいうものであり、いずれも事業の遂行上必要とされるものであることは明らかである。法人が交際費、機密費、接待費等の名義をもって支出した金銭でその費途が明らかでないものは、損金の額に算入しないとされている(法人税基本通達9-7-20)。したがって、損金の額に算入することができる支出は、法人の事業の遂行上必要と認められるものでなければならず、費途の確認ができず、業務との関連性が明らかではないものは、損金の額に算入することができない。

そして、更正時に存在し、又は提出された資料等を基に判断して、当該支出を損金の額に算入することができないことが事実上推認できる場合には、原告において、この推認を破る程度の具体的な反証、すなわち、当該支出と業務との関連性を合理的に推認させるに足りる具体的な立証を行わない限り、当該支出の損金への算入は否定されるというべきである。特に、青色申告の場合には、納税義務者は、帳簿書類を備え付け、これに個々の取引を記帳し、その帳簿書類を保存するなどして、事業所得等の金額を正確に記録することが義務付けられていること等からすれば、青色申告の納税義務者が、帳簿書類の記載と異なる経費、すなわち簿外経費の存在を主張する場合には、納税義務者において、必要経費として支出した金額、支払年月日、支払先、支払内容等について、具体的に特定して主張立証をし、業務との関連性も主張立証すべきであり、そのような主張立証がされない限り、当該経費を当該業務の経費として損金の額に算入することはできないというべきである。

- (2) 本件各支払は、平成30年3月期において、外注工事費として総勘定御元帳に記載され、原告の平成30年3月期に係る法人税の所得金額の計算上、完成工事原価として損金の額に算入されている。外注加工費とは、外部の生産者に、全部又は一部の原材料等を供給し、これを加工させ、半製品、部品等として引き取る場合の支払加工賃をいう。しかし、上記1のとおり、本件各支払に外注工事費である下請代金が含まれていたとは認められず、更正時に存在し、又は提出された資料等を基に判断すると、少なくとも、本件各支払は、総勘定元帳の記載どおりの外注工事費であるとして損金の額に算入できないことが事実上推認される。そして、本件各支払が下請代金であるという原告の主張は、裏付けを欠くものであって、上記推認を覆すものとはいえない。

- (3) 原告は、青色申告の納税義務者であるところ、本件各支払について、総勘定元帳の記載とは異なり、紹介手数料が含まれ、本件各支払により、工事を円滑に実施できる環境という便

益を得たとして、帳簿書類の記載と異なる経費を主張している。したがって、原告は、必要経費として支出した金額、支払年月日、支払先、支払内容等について、具体的に特定して主張立証をし、業務との関連性も主張立証すべきであるところ、本件各支払が紹介手数料であることを裏付ける的確な証拠はない。

(4) よって、本件各支払は、業務との関連性が明らかでなく、損金に算入することはできない。

【原告の主張】

(1) 本件各支払に下請代金が含まれていることは、上記1のとおりであって、本件各支払は、損金に当たる。

(2) 本件各支払を特定する要素のうち、支払金額、支払時期、支払先といった要素は帳簿の記載と齟齬しておらず、支払内容が実態と一致していないにすぎない。しかし、本件各支払は、下請代金と紹介手数料とが複合したものであるところ、原告は、そのうち下請代金に関する部分を代表して帳簿に記載しているにすぎない。

本件各支払は、支払金額、支払時期、支払先が、帳簿と一致しており、支払がされたことも争いがないのであるから、被告の主張は、支払内容として損金性がないというにすぎず、簿外経費の問題ではない。

3 争点(3)(本件各支払に消費税法30条7項本文が適用されるか否か)について

【被告の主張】

消費税法30条(令和元年9月30日以前につき、平成31年法律第6号による改正前のもの)は、1項において、事業者は、課税標準額に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額を控除する旨を規定するが、その適用除外について定めた同条7項は、同条1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(中略)を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ(中略)等の税額については、適用しない旨を規定する。消費税法30条7項本文により事業者において、保存することが求められる帳簿は、同条8項に定められているところ、当該帳簿は真実のものであることが当然に要求される。

本件各支払は、原告の総勘定元帳に記載されているような外注工事費とは認められず、少なくとも、この点に係る原告の帳簿の記載は真実のものではない。

したがって、本件各支払については、消費税法30条7項本文の事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(中略)を保持しない場合に該当するから、同条1項が適用されず、課税仕入れに係る消費税額の控除の適用はない。

【原告の主張】

本件各支払に下請代金が含まれていることは上記1のとおりであり、原告の帳簿の記載は真実のものである。また、本件各支払は、工事代金と紹介手数料が複合したものであるところ、原告の帳簿は、そのうち工事代金の部分を代表させた記載をしているにすぎない。

以上